

# 帯広市災害時業務継続計画

---

令和 3 年 7 月  
帯 広 市

# 目 次

## 第1章 業務継続計画の目的と方針

1 業務継続計画の目的	1
2 業務継続計画の位置付け	2
3 地域防災計画に対する業務継続計画の役割	3
4 業務継続計画の効果	3
5 業務継続計画の方針	4
6 業務継続計画の発動	5
7 業務継続計画の対象組織	5

## 第2章 被害想定

1 地震による被害想定	8
2 水害による被害想定	10

## 第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の考え方	13
2 非常時優先業務の選定方法	13
3 非常時優先業務の選定結果	13

## 第4章 非常時優先業務の実施体制の確立

1 市長の職務代理	15
2 職員の参集想定	15
3 職員の緊急連絡先	16

## 第5章 非常時優先業務実施に向けた課題と対策

1 初動体制の確立	17
2 水害時の本庁舎の対応	19
3 非常用電源の確保	20
4 代替庁舎の特定	20
5 通信手段の確保	21
6 各種情報システム	21

## 第6章 業務継続力の向上、改善に向けて

1 業務継続対策のための職員周知	23
2 訓練の実施	23
3 計画の見直し	23
4 庁内インフラ設備の点検整備	23

## 資料

資料1・・・本庁舎の浸水時に被災するもの

資料2・・・代替庁舎選定検討用リスト

非常時優先業務選定シート

# 第1章 業務継続計画の目的と方針

## 1 業務継続計画の目的

平成 28 年 4 月、熊本地方を中心とした大規模な地震災害は、これまでの想定を超え、短期間に 2 度の最大震度 7 を含む震度 6 弱以上の揺れが 7 回記録されている。その後も、函館、鳥取地方などにおいて震度 6 弱の地震が発生している。

帯広市においては、十勝平野断層帯主部などの活断層が震源となる最大震度 7 の揺れが想定されているほか、海溝型地震である日本海溝・千島海溝周辺で発生する巨大地震が懸念されている。

また、水害による大規模な災害としては、平成 26 年 8 月の広島市の大雨による土砂災害、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による鬼怒川の決壊、平成 29 年 7 月の九州北部を襲った記録的大雨被害など、毎年のように河川氾濫や土砂災害等により甚大な被害が発生している。

平成 28 年 8 月の台風 10 号接近の際には、十勝管内において複数の河川で堤防が決壊するなど、甚大な被害が発生した。帯広市においても、札内川や戸蔦別川の堤防が決壊したほか、十勝川が氾濫危険水位を超えるなど、平時から河川が氾濫した場合等の対策を講じておく必要がある。

こうした大規模な地震や水害が発生した場合、市は、災害応急対策業務や復旧・復興対策を担う重要な役割があるほか、災害時であっても継続して業務を行わなければならない。

しかしながら、全国における過去の災害では、市町村庁舎や、電気・通信機器が使用不能となったほか、災害対応に当たるべき職員も被災するなど行政機能が著しく低下し、災害時の対応に支障を来した事例が多数見受けられたところである。

そのため、国では、各自治体に対し、大規模災害が発生した場合でも、行政機能の継続と早期復旧を図るために、あらかじめ非常時における優先業務を選定しておくことなどを定める業務継続計画（BCP※）の策定を求めている。

（※BCP=Business Continuity Plan の略）

そこで、本市では、国が示す『業務継続計画作成ガイド』などを基に、あらかじめ非常時優先業務※を選定するほか、業務継続に必要な資源の確保や配分、必要な措置を講じること等により、災害発生時に市民の生命・生活・財産を守り、都市機能を維持・復旧することを目的として本計画を策定するものである。

### ※ 非常時優先業務とは

大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

## 2 業務継続計画の位置付け

本計画は、国の防災基本計画及び帯広市地域防災計画を踏まえ策定する。

(参考) 防災基本計画

### 第2編 各災害に共通する対策編

#### 第1章 災害予防

##### 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

#### 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

##### (7) 公的機関等の業務継続性の確保

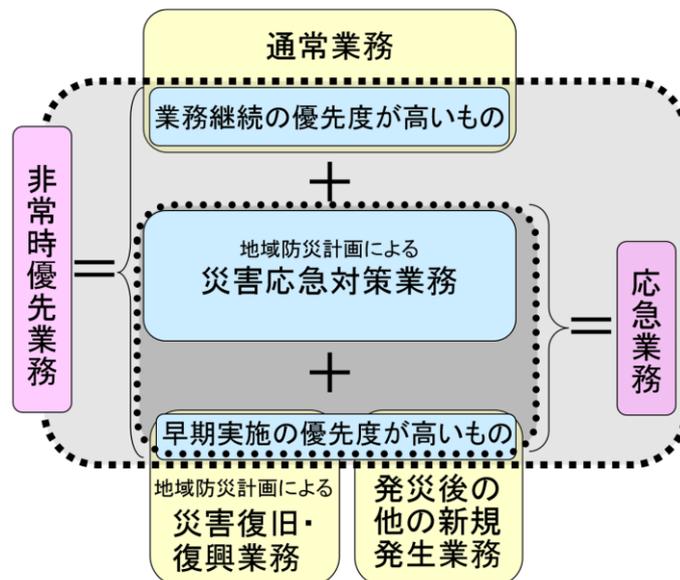
○**地方公共団体等の防災関係機関は**，災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，**業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るものとする**。また，実効性ある業務継続体制を確保するため，地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

○特に，地方公共団体は，災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから，**業務継続計画の策定等に当たっては，少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制，本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定，電気・水・食料等の確保，災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保，重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする**。※

(※内閣府が示す必ず定めるべき「重要6要素」のこと。)

なお、業務継続計画で定める非常時優先業務と地域防災計画との所掌範囲の違いは、以下のとおりである。

#### ▼ 非常時優先業務のイメージ



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(内閣府・H28.2)

また、業務継続計画は、非常時優先業務を選定し、執行体制の確立を目的としており、具体的な災害時の対応手順などについては、各担当部署において作成する災害対応マニュアルに記載するものである。

### 3 地域防災計画に対する業務継続計画の役割

「帯広市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、帯広市防災会議が策定する法定計画で、市民の生命、身体及び財産を守るため、市、道及び公共的機関、関係機関並びに市民が、災害の予防、応急対策及び復旧に関し、連携して実施すべき事務や業務について定めた総合的な計画である。

一方、「帯広市業務継続計画」は、庁舎や職員自身が大規模災害等で被災したことを前提としており、行政機能が低下し、利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下において、「帯広市地域防災計画」で定めた市が行うべき業務継続の実効性を担保することを目的としている。さらに、この計画は、必要な資源確保や資源配分等の対策を検討し、市の緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善についても重点を置いている。

#### ▼地域防災計画と業務継続計画との関係（内容の主な相違点）

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	・ 地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	・ 都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	・ 災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	・ 発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	・ 行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	・ 行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	・ 災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	・ 非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	・ 業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある。）。	・ 非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	・ 業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	・ 業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・H28.2）

### 4 業務継続計画の効果

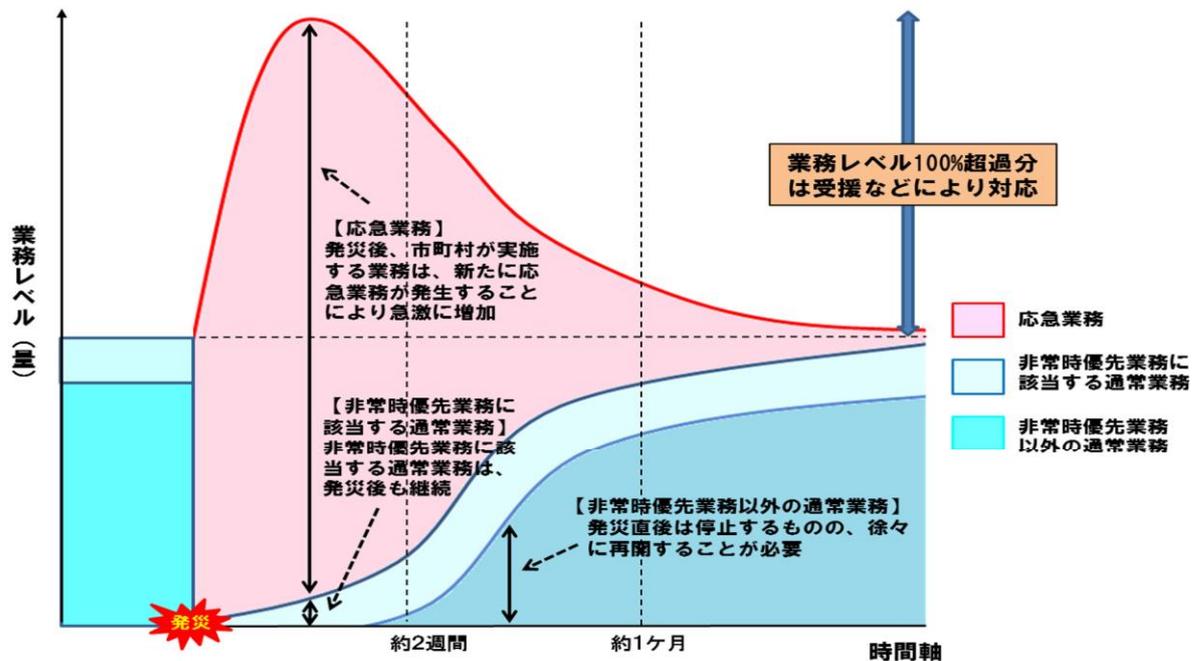
あらかじめ非常時優先業務を選定することにより、発災直後から応急対策業務に迅速に取り組み、通常業務においても行政サービスの質の低下を最小限とすることが可能となる。

大規模災害が発生した場合、庁舎においても様々な障害が発生するため、通常業務が一旦中断する可能性が高い。業務継続計画を策定していない場合では、多数ある通常業務の中からどの業務を継続するかをその場で判断しつつ、可能な範囲で継続していかなければならな

い。さらに、応急対応的に行うべき業務も膨大に増加してしまい、業務効率の低下に伴い行政サービスの質の低下を招いてしまう。

一方、業務継続計画を策定し、非常時に行うべき業務を明確にすることで、発災直後から応急対策業務に速やかに取り掛かることが可能となる。また、中断せざるを得ない通常業務を明確にし、非常時の業務執行態勢を迅速に整えることができ、発災により低下する行政サービスの質を効率よく回復することができる。

### ▼ 発災後に市が実施する業務の推移



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・H28. 2）

## 5 業務継続計画の方針

市民等及び市の社会経済活動に多大な被害を及ぼすおそれのある災害に対し、市が大規模災害時にその機能を継続するため、以下の方針に基づいて非常時優先業務を選定し、資源の配分等を行う。

- ▶ 大規模災害から市民等の生命・生活及び財産を守ることを最大の目的とする。
- ▶ 市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめ、早期復旧に努める。
- ▶ 業務継続のために必要な態勢をとり、必要な資源を最大限有効に活用する。
- ▶ 大規模災害発生時は非常時優先業務を優先して実施する。特に、災害応急対策業務は最優先で実施する。
- ▶ 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材の資源の確保・配分は、全庁横断的に調整する。
- ▶ 人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

## 6 業務継続計画の発動

本計画は、市内で震度6弱以上の地震が発生したとき及び本市に対して気象庁による大雨特別警報が発表された場合に発動する。

ただし、上記以外においても、市内において大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、帯広市災害対策本部を設置した場合で、市災害対策本部長(市長)、または代理者が必要と認めた場合は発動する。

業務継続計画の発動が決定された場合、災害対策本部情報連絡室が直ちにその旨を災害対策本部の各部に通知するほか、報道機関に対しても通知する。

通知を受けた各部においては、必要に応じ各関係機関へ通知するものとする。

また、業務継続計画を発動後、通常業務の再開状況などについては、必要に応じて報道機関へ情報提供するなど、市民への周知を図るものとする。

## 7 業務継続計画の対象組織

本計画の対象とする組織については、帯広市災害対策本部条例施行規則（以下「規則」という。）第6条第3項の別表第2（次ページ）のとおりとする。

(規則第6条第3項の別表第2)

部名	部長	班名	班長	班に属する課
総務部	総務部長	総務班	危機対策課長	危機対策課 消防課 総務課
		職員班	人事課長	人事課
		管財班	契約管財課長	契約管財課 ICT推進課
		避難誘導第2班	戸籍住民課長	戸籍住民課
		避難誘導第3班	川西支所長 大正支所長	川西支所 大正支所
政策推進部	政策推進部長	広報第1班	広報広聴課長	広報広聴課
		広報第2班	企画課長	企画課
		財政班	財政課長	財政課
		秘書班	秘書課長	秘書課
		家屋調査第1班	資産税課長	資産税課
		輸送班	収納課長	収納課 市民税課
市民福祉部	市民福祉部長	広報第3班	市民活動課長	市民活動課
		避難誘導第1班	国保課長	国保課
		第1救護班	地域福祉課長	地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課
		第2救護班	生活支援第1課長	生活支援第1課 生活支援第2課
		第3救護班	こども課長	こども課 保育所 子育て支援課
		保健班	健康推進課長	健康推進課
経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課
		空港班	観光交流課長	観光交流課
農政部	農政部長	農政班	農村振興課長	農村振興課 農政課
		農政支援班	農地課長	農業委員会農地課 ばんえい振興課
都市環境部	都市環境部長	総務班	都市政策課長	都市政策課
		管理班	管理課長	管理課
		道路班	道路維持課長	道路維持課 土木課
		住宅班	住宅営繕課長	住宅営繕課
		家屋調査第2班	建築開発課長	建築開発課
		公園緑地班	みどりの課長	みどりの課
		環境保全班	環境課長	環境課 中島地区振興課
		清掃班	清掃事業課長	清掃事業課

上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課
		水道施設班 (給水班)	水道課長	水道課 料金課
		水道施設班 (施設修繕班)	水道課長 水道課場長	水道課
		下水道施設班	下水道課長 下水道課場長	下水道課
学校教育部	学校教育部長	総務班	企画総務課長	企画総務課
		学校教育班	学校教育課長	学校教育課 学校教育指導課 教育研究所 南商業高等学校 学校地域連携課
		調理場班	学校給食センター長	学校給食センター
生涯学習部	生涯学習部長	生涯学習班	生涯学習文化課長	生涯学習文化課 スポーツ課 図書館 動物園 百年記念館 児童会館
支援部	議会事務局長	支援第1班	議会事務局総務課長	議会事務局総務課
		支援第2班	選挙課長	選挙課
		支援第3班	監査委員事務局主幹	監査委員事務局
		支援第4班	会計課長	会計課
		支援第5班	臨時の部局の課長職	臨時の部局
備考				
<p>1 支援部を除く各部の副部長は、部長の属する組織の部長職（帯広市職員給与条例（昭和28年条例第6号）第5条の2の規定により決定された職務の級（以下「職務の級」という。）が8級に属する職員をいう。以下同じ。）及び室長職（職務の級が7級に属する職員をいう。以下同じ。）をもって充てる。ただし、当該部長を除く。</p> <p>2 支援部の副部長は、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局並びに、臨時に設置される部局の部長職及び室長職並びに会計管理者をもって充てる。</p> <p>3 班の副班長は、班に属する課の課長職（班長を除く管理職員表第3種の欄に掲げる者をいう。）及び、課長補佐職（管理職員表第4種の欄に掲げる者をいう。）をもって充てる。ただし、当該班長を除く。</p>				

## 第2章 被害想定

### 1 地震による被害想定

これまで十勝地方に大きな被害をもたらしてきた地震の多くは、十勝沖・釧路沖を震源とするプレート型地震である。直近では、2003年（平成15年）9月26日、マグニチュード8.0の十勝沖地震が発生し、十勝及び日高地方で最大震度6弱、帯広では震度5強の揺れを観測している。

一方、全国において、活断層による直下型地震の発生が相次いでおり、平成28年だけでも、4月に熊本、6月に北海道内浦湾、10月に鳥取県南部、12月に茨城県北部において震度6弱以上を記録している。

十勝においては、十勝平野断層帯と呼ばれる活断層帯があり、北は足寄町から帯広市を経て、南は幕別町忠類まで十勝平野を南北に縦断する長さ84kmの断層帯主部と、大樹町から広尾町に至る長さ26kmの光地園（こうちえん）断層からなっている。

帯広市の地域防災計画においては、北海道が公表した被害想定のうち、被害が最も大きい「十勝平野断層帯主部（モデル45\_2）」を震源とする地震が「冬の夕方（夕方18時）」に発生したパターンを被害想定としており、本計画においても同じ想定とするものである。

十勝平野断層帯主部（モデル45\_2）の地震

被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	6.5	6.5	6.5
(2)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	536棟	210棟	536棟
		揺れによる半壊棟数	2,616棟	996棟	2,616棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	5棟	5棟	5棟
		液状化による半壊棟数	8棟	8棟	8棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	541棟	215棟	541棟
	半壊棟数	2,626棟	1,005棟	2,626棟	
(3)火災被害		全出火件数	4件	1件未満	34件
		炎上出火件数	2件	1件未満	16件
		焼失棟数	12棟	1棟	117棟
(4)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	9人	1人	6人
		揺れによる重傷者数	55人	15人	38人
		揺れによる軽傷者数	497人	139人	349人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	3人
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	2人
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	4人
	計	死者数	10人	1人	9人
		重傷者数	55人	15人	40人
軽傷者数		498人	139人	353人	
避難者数	避難所生活者数	19,361人	17,678人	19,520人	
	避難所外避難者数	10,425人	9,519人	10,511人	
	避難者数計	29,786人	27,197人	30,031人	

### (1) 庁舎等の被害想定

本庁舎は新耐震設計基準に適合しており、先の熊本地震において新耐震基準導入以降の鉄筋コンクリート造等建築物で倒壊・崩壊等が確認されたものが無いことから、被害の程度は限定的と考えられる。

しかし、壁や柱、ガラスの破損や亀裂の発生、天井板や照明器具等の非構造部材が落下するなど、破片等が床や廊下に散乱することが予想される。

#### ▼本庁舎のインフラ被災想定（地震）

庁内インフラ	発災後の発生し得る状況
電 気	・ 停電し自家発電（非常用発電機）作動 ただし、電気供給は限定的
給排水設備	・ 停電によりポンプが停止、断水（受水槽が空になるまでは可） ・ 水洗トイレ使用不能
ガ ス	・ ガス管路破損の恐れあり、使用不可（11階厨房）
情報通信設備	・ 自家発電作動時は、電話交換機へ電源供給されるが、自家発電が停止した場合、電話交換機が機能せず、電話（内・外線）、FAXが不通 この場合、停電直通電話17回線に切り替わる。 ・ 非常用放送設備は可（バッテリーあり） ・ 停電により多くの情報機器が使用不能 ・ 防災無線、衛星携帯電話、北海道総合行政ネットワークは通信可
防災設備	・ 消火栓、スプリンクラー、火災報知機は作動 ただし、被災により使えない場合あり
空調設備	・ 停電により停止
エレベーター	・ 自家発電により南側、中央1基の2基のみ運行（電源容量の関係）
その他	・ 地元FM局アンテナへの電源遮断 ・ PHS基地局への電源遮断 ・ ATM使用不能

#### ▼本庁舎の構造

庁舎名	建築年度	構 造	規 模	延床面積
本庁舎	平成4年建築 (新耐震基準)	高層棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 水道庁舎・議会棟 鉄筋コンクリート造	地下1階 地上12階 搭屋1階	24,972 m <sup>2</sup>

### ▼本庁舎の非常用電源設備

停電時は、非常用発電機により次のとおり電力供給が可能である。

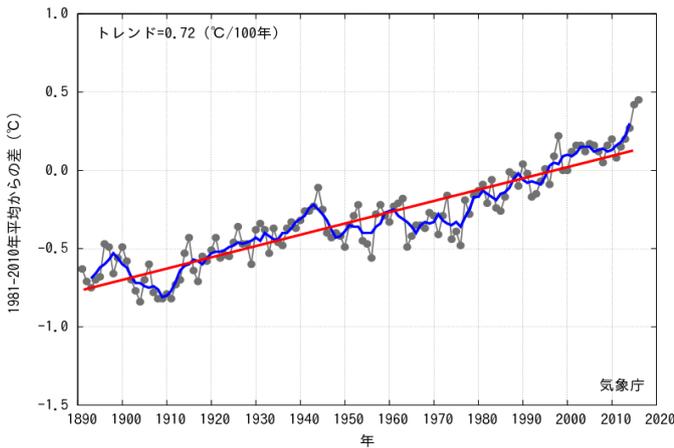
発電機	容量	燃料タンク	使用可能電気機器	稼働時間	設置場所
ディーゼル 発電装置 (620PS)	500KVA	A重油 30,000ℓ (常時 20,000ℓ)	スプリンクラー、消火栓、非常照明、誘導灯、非常用コンセント、システムサーバ等、エレベーター2基、電話交換機	燃料消費量 109ℓ/hで7日間 以上稼働可能	地階

## 2 水害による被害想定

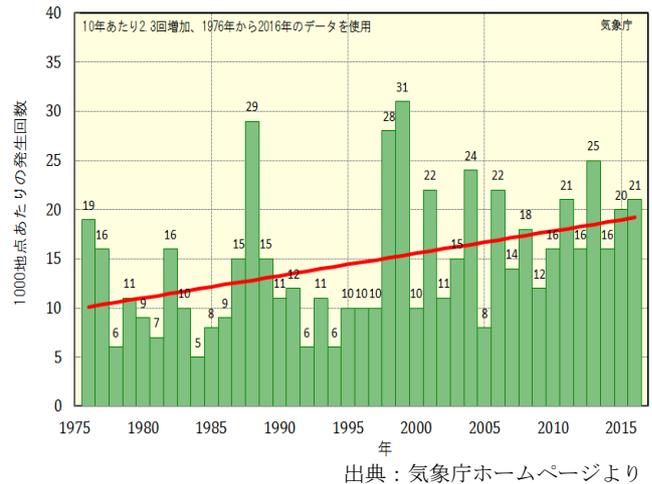
本市においては、台風や低気圧による大雨などにより、過去に洪水被害を経験してきているが、災害の都度、国や道をはじめとし、河川改修などの整備を進めてきた結果、水害発生頻度が減少するなど、洪水対策の改善が図られてきたところである。

しかしながら、近年、世界の年平均気温が上昇する中、気象環境が変化してきており、国内においてもゲリラ豪雨の多発や時間当たりの降水量の記録を更新するなど、異常気象が増加傾向にある。

### ▼ 世界の年平均気温偏差



### ▼ アメダス 1 時間降雨量 80mm 以上の年間発生回数

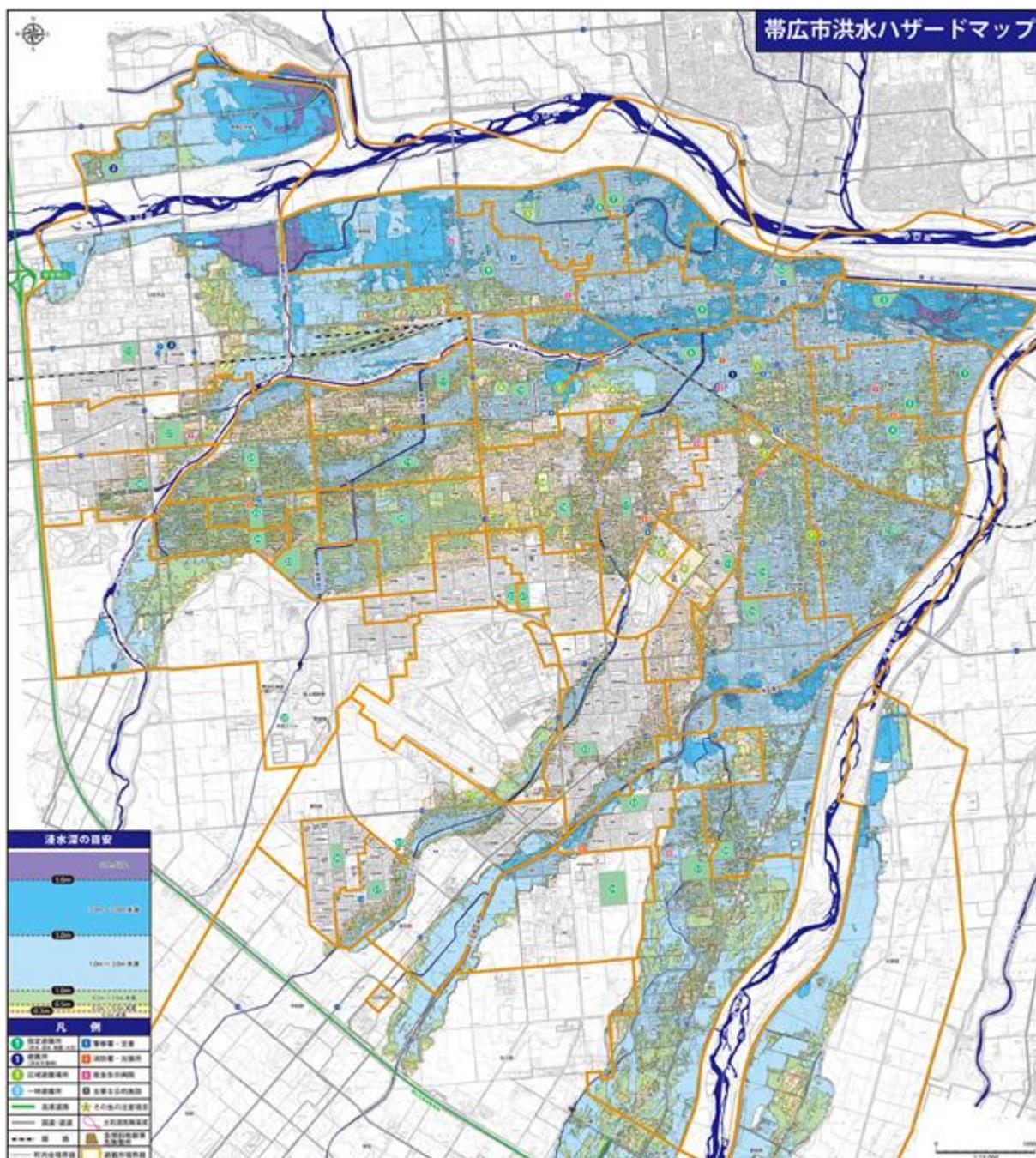


本市においても、平成28年8月の一連の台風上陸の際に記録的な豪雨を記録し、十勝川などの基準観測点において、これまでの既往最高水位を更新するなど河川氾濫の危険性が高まり、昭和56年以来、35年振りに避難勧告等を発令し避難所を開設した。

帯広市では、国や北海道が公表した洪水浸水想定区域図を基に作成した洪水ハザードマップを公表しており、地域防災計画において洪水ハザードマップを基に、洪水浸水想定区域内の人口や全国及び十勝における実災害時の避難率を用いて次のとおり避難者数を推計した。

洪水浸水想定区域内の人口	約128,500人
避難率	13%
洪水による避難者数	約16,700人

## 帯広市洪水ハザードマップ



### (1) 庁舎等の被害想定

国の最大浸水想定によれば、十勝川の堤防が決壊した場合に本庁舎が浸水する想定であり、浸水深はおよそ1 m前後、浸水継続時間は1 2時間未満となっている。

庁舎の浸水対策としては、庁舎出入口6か所※において、止水板設置などにより浸水防止を図るものであるが、最大想定である1 mの浸水を完全に防止することは困難と予想される。

庁舎1階に浸水した場合、半日程度浸水したままの状態が続くこととなるが、地階については、水が退いた後もしばらく浸水したままの状態が続くことが想定される。

※庁舎出入口～正面玄関、議会棟玄関、地下駐車場入口、南口、水道棟西口、荷物搬出入口

▼本庁舎が浸水した場合のインフラの状況の想定

庁内インフラ	発災後の発生し得る状況
電 気	・電気設備、非常用発電機が水没し停電
給排水設備	・停電によりポンプが停止、断水（受水槽が空になるまでは可） ・水洗トイレ使用不能
ガ ス	・使用可（1 1階厨房）
情報通信設備	・電話交換機（地階）が水没、電話、FAX、停電直通電話が使用不能 ・非常用放送設備（地階）も水没、使用不能 ・非常用発電機が作動しないため情報機器全体が使用不能 ・防災無線（バッテリー：6～8時間）、衛星携帯電話（バッテリー：26時間）、北海道総合行政ネットワーク（1時間）は通信可
防 災 設 備	・非常用発電機が水没し、消火栓、スプリンクラー、火災報知機等防災設備は作動せず
空 調 設 備	・停電により停止
エレベーター	・停電により停止
そ の 他	・上下水道GISシステムが使用不能（システムサーバーを事前に退避させることは可能） ・国民健康保険の保険者ネットワーク、後期高齢者医療のネットワークが使用不能 ・地下書庫の保存文書が水没 ・公用車が水没し使用不能 ・1階及び地階の職場は、しばらく使用不可※

※本庁舎1階及び地階が浸水した場合、業務継続が困難となる職場等

- ▶1階～国保課、戸籍住民課、市民相談室、当直室、会計課、水道課、料金課、生活支援第1・2課、障害福祉課、介護高齢福祉課（以上職員等 296名）
- ▶地階～総務課車両係、印刷室、電話交換室、（以上職員等 17名）
- ▶その他  
金融機関派出所（帯広信金、北洋銀行）、ATM（北洋、労金、信金）、中央監視室（地階）  
地元FM局及びPHS局のアンテナが機能喪失

※浸水により影響を受けるもの・・・資料1

※本庁舎1階及び地階が浸水した場合、業務継続に支障が出る職場等  
2階以上の各職場等

## 第3章 非常時優先業務

### 1 非常時優先業務の考え方

本市における非常時優先業務とは、発災から1か月以内に優先的に実施すべき業務であって、発災後に実施する「災害応急対策業務」、「早期実施すべき復旧業務」、「優先度の高い通常業務」の総称であり、制約された条件の中でも、これらの業務を円滑に執行できるようにすることを目標とする。

### 2 非常時優先業務の選定方法

業務継続計画の基本方針に基づき、以下の考え方により非常時優先業務の選定を行った。

#### (1) 非常時優先業務（災害応急対策業務及び早期実施すべき復旧業務）

防災計画に規定する事務分掌に基づいて業務の洗い出しを行い、全ての応急対策業務及び早期実施すべき復旧業務を非常時優先業務として位置付けた。

#### (2) 非常時優先業務（優先度の高い通常業務）

通常業務の全業務について、1か月間業務を休止することに伴う市民生活への影響度を分析し、休止、または実施の判断を行った。

このうち、休止に伴う影響が大きく、1か月以内に実施すべきと判断した業務を非常時優先業務として位置付けた。

#### ▼業務開始目標時間別の業務の選定基準表

時間区分	非常時優先業務選定の考え方
発災後 ～3時間	・職員及び家族の安全確認 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設
発災後3時間 ～1日	・応急活動（救助・救出以外）の開始 ・避難生活支援の開始
発災後1日 ～3日	・被災者への支援の開始 ・行政機能の回復に向けた取り組み
発災後3日 ～1週間	・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復
発災後1週間 ～1か月	・その他行政機能の回復

### 3 非常時優先業務の選定結果

庁内の各部課（消防を除く）に調査し、地域防災計画に記載のある応急復旧業務と災害時でも中断することのできない通常業務を選定した結果、帯広市の非常時優先業務は1257業務中680業務（令和3年7月現在）であった。

#### ▼非常時優先業務数の選定結果

別紙資料「非常時優先業務選定シート」のとおり

▼非常時優先業務数の時間帯内訳

業務開始 目標時間	3 時間以内	1 日以内	3 日以内	1 週間以内	1 か月以内
非常時優先 業務数	148 業務	265 業務	304 業務	480 業務	680 業務
全業務に対する 割合	11.8%	21.1%	24.2%	38.2%	54.1%

※令和3年7月現在

## 第4章 非常時優先業務の実施体制の確立

### 1 市長の職務代理

災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る市長の職務に関して、市長に事故のあるときには、帯広市長職務代理規則（昭和62年規則第41号）に定める副市長のほか、次のとおり職務を代理する。

職務代行対象者	第1順位	第2順位	第3順位	備考
市長	総務部を所管する副市長	他の副市長	総務部長	

### 2 職員の参集想定

#### (1) 職員の参集体制（閉庁時又は勤務時間外）

職員は、勤務時間外又は休日等において、帯広市地域防災計画に定める参集基準に該当する大規模災害が発生した時は、直ちに勤務場所に参集する。

ただし、自身及び家族の傷病等により、治療及び看護が必要な場合、家族に当該職員が監護しなければならない児童がいる場合、家族に高齢者や障害者などの要援護者がいる場合で当該職員が介護・介助しなければならない場合などは除く。その後、参集可能な状況になった場合は、速やかに参集する。

#### (2) 職員の参集想定

職員の参集については、地震災害の場合、通常の通勤方法又は通勤手段によることが困難となることが考えられることから、次の前提条件で、徒歩により参集することを想定した。（水害の場合は、気象予報等によりあらかじめ予測可能なことから参集想定はしないこととする。）

参集距離	職員の居住地から参集先までの距離とし、移動手段は徒歩（歩行速度は2km/h※1）とする。 また、家族の安否確認等出発するまでの準備時間等（0.5時間）を加えた時間とした。
職員の被災状況	職員本人及び家族の被災等により、全職員のうちの約1割は参集できないものとする。

※1 一般的な平坦地での歩行速度は4km/hであるが、降雪や家屋の倒壊等による道路事情の悪化を想定した。

$$\text{参集所要時間} = \text{参集距離} / \text{歩行速度} (2 \text{ km/h}) + \text{準備時間等} (0.5 \text{ 時間})$$

#### ▼参集所要時間別集計

参集所要時間	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	1日以内
参集人数	209人	1180人	1,646人	1,721人	1,736人
参集人数 (補正90%)	182人	1,062人	1,482人	1,549人	1,563人
想定参集率	10.5%	61.2%	85.4%	89.2%	90.0%

※令和3年度非常配備編成計画及び通勤状況（令和3年4月現在）に基づき算定した。

### 3 職員の緊急連絡先

大規模災害時においては、職員の参集状況や安否確認等を行うため、また、非常時優先業務を実施するうえで、あらかじめ部署毎に職員の緊急連絡先及び連絡系統を明らかにしておく必要がある。

これについては、本市の地域防災計画に基づき作成する非常配備編成計画書に付随する、職員の連絡系統を準用する。

## 第5章 非常時優先業務実施に向けた課題と対策

### 1 初動体制の確立

#### (1) 職員の安否確認

##### 【現状と課題について】

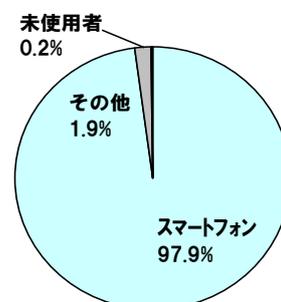
大規模災害時、非常時優先業務を円滑かつ迅速に実施するための体制確立のためには、非常配備編成計画においてあらかじめ決められた職員が、発災後速やかに参集する必要があるが、職員自らが被災し、業務に従事できなくなることも考えられる。そのため、いかに早く職員の安否を確認することができるかが重要となる。

現在、職員の安否確認においては、電話（固定電話又は携帯電話）による連絡を前提としているが、大規模災害時には通信制限が行われる可能性があること、また、本庁舎が停電している状況下、使用できる電話回線が限定されることから、電話による連絡が困難となる。

##### 【今後について】

- ・ 通信制限下においても、メール等のデータ通信機能は確保される場合が多いことから、今後、職員の安否確認については、緊急情報一斉伝達システムのメール機能やLINEなどのSNS機能の活用を検討する。
- ・ 職員が業務に専念するためには、家族の安否を確認することも重要となるため、職員は、平時から家族内等において災害時の安否確認方法などについて把握しておく。

#### ▼職員の携帯電話所有状況



R3.6月 職員アンケート調査結果

#### (2) 参集職員の初動役割

##### 【現状と課題について】

現状では、災害発生後の初動については、非常配備編成計画の「災害初動期職員行動マニュアル」に沿って行動することになるが、職員の被災や参集に時間がかかることは想定していない。

また、地域防災計画で定める庁舎から2km圏内に在住する「特別非常参集職員」の具体的な行動手順が不明確。

##### 【今後について】

- ・ 災害発生後、災害対策本部事務局（総務部危機対策課、以下「本部事務局」という。）は、職員の参集状況を迅速に把握する必要があることから、各職場において最初に参集した職員は、本部事務局に到着した旨の連絡をし、必要な指示を受ける。
- ・ その後、各職場の被害状況や職員から集めた市内の被災状況などの情報について、本部事務局に報告する。
- ・ 災害発生後、初期の段階における本部事務局の体制を強化するため、特別非常参集職員等を積極的に活用する。（住民などからの問合せの電話が殺到することを想定しておく。）
- ・ 特別非常参集職員等は、初期の段階において、本部事務局の指示に従い、本部事務局の業務を補佐することとする。

#### (3) 職員の応援体制

##### 【現状と課題について】

勤務時間外に大規模災害が発生した場合、職員の参集には時間を要する。

一方、非常時優先業務、特に応急業務は発災直後から多量の業務が発生する。さらに、職員の健康を維持し、効率的な業務を遂行するためには、交替要員も必要となるが、職場によっては、職員が不足することも想定される。

#### 【今後について】

- ・ 非常時優先業務の実施に当たり、業務の絞り込みによって職場内での職員確保を図ってもなお職員の不足が生じるときは、基本的に当該職場の属する部内において職員の応援について調整する。
- ・ 部内における調整を行ってもなお職員が不足する場合、非常配備態勢全体での調整が必要となることから、職員応援体制については、災害対策本部において決定する。
- ・ 職員だけで災害復旧に関する事務を処理することは人的限界があることを考慮し、北海道が作成した職員派遣に関する取扱いに基づき、道内自治体職員の派遣要請についても検討する。
- ・ 災害時において、ボランティアによる支援の力を有効に活かすことが、被災した住民生活の早期復旧や災害対応にあたる職員の負担軽減につながることから、市は、防災協定に基づき帯広市社会福祉協議会と連携し、迅速に災害ボランティアセンターを設置するよう努めるものとする。

#### (4) 職員の健康管理

##### 【現状と課題について】

災害時、非常時優先業務を継続していくためには、従事する職員の健康管理にも留意する必要がある。特に、災害対応は長期にわたることから、適度に休憩しなければ疲労が蓄積し、体調を崩すこととなる。

しかし、職員に自主的に休憩させようとしても、周囲への気兼ね等から思うように休憩できないことが、これまでの被災地の経験などから明らかとなっている。

##### 【今後について】

各班長は、災害対応等に従事する職員の勤務時間を把握するとともに、過度な労働を強いることにならないよう、交替要員を充てて意識的に休憩を取らせるなど、職員の健康管理に努める。

#### (5) 非常用食料その他備蓄品の確保

##### 【現状と課題について】

大規模災害時の初動期においては、職員は応急復旧業務に専念することになることから、本庁舎内に職員用の食料、飲料水、その他生活必需品を備蓄しておくことが必要である。

##### 【今後について】

- ・ 非常用食料については、職員 1,841 名（令和 3 年度非常配備編成計画書より抜粋）の 1 日分（3 食）、飲料水は一人あたり 3ℓの備蓄に努めるほか、防災協定に基づく供給により確保する。また、災害対応が長期化した場合に備え、各自が可能な限り飲食物等を持参するほか、平時から食料、飲料水、その他必要とするものを自ら備えるよう周知する。
- ・ 本庁舎の下水道設備については、大規模な地震による破損や、水害時、管路内への地下水流入等により使用不能となることも想定されるため、災害時用の携帯トイレを備蓄するよう努める。
- ・ 水道が断水した場合、衛生環境が悪化し感染症等の蔓延が懸念されることから、消毒薬等の備蓄に努める。
- ・ 備蓄品の保管場所については、今後、検討する。

## 2 水害時の本庁舎の対応

### (1) 浸水防止対策

#### 【現状と課題について】

庁舎の浸水対策として、平成31年3月に、止水板を購入した。庁舎が浸水するおそれがある場合、庁舎出入口6か所に迅速に設置する。

#### 【今後について】

- ・ 止水板の保管場所や設置方法について、災害時に迅速に対応できるよう訓練を行う。

### (2) 浸水時の対応

#### 【現状と課題について】

庁舎内が浸水した場合、被災するものについては資料1のとおりである。

庁舎内への浸水防止が困難と予測される場合は、被害を最小限とするため、次のとおり対処する。

- ① 災害対策本部は、河川が氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が続くなど、氾濫する危険が差し迫っていると判断したときは、浸水を避けなければならない機器類や重要書類等について、水道棟3階大集会室等へ退避させる。

この場合、災害対応等により退避作業ができない職場については、本部事務局に支援の手配を要請するものとする。

なお、退避させた書類のうち、マイナンバーなどの個人情報の記載された書類があるものについては、保管方法等に十分注意する。

- ② 地下駐車場及び屋外公用車駐車場の公用車等については、資料2に記載した浸水しない公共施設駐車場等へ移動させる。（仮に公用車が浸水した場合については、ハイブリッド車、電気自動車については漏電、発火の危険があることから、エンジンを稼働させてはならない。）
- ③ 庁舎内に浸水が始まる前に、地階及び1階の職員等は安全な場所に避難する。（電気設備が浸水する場合、感電する危険がある。）
- ④ 庁舎内の浸水継続時間は、最大で12時間程度と想定されるが、水が引いた後も廃棄物や汚泥が蓄積し、浸水した職場は、しばらくの間は使用できない状況が続くことも考えられる。そのため、各職場の窓口業務については、水道棟3階大集会室等に設置すること、それ以外の業務については、庁舎内の空きスペースや代替施設などを使用することを検討する。

#### 【今後について】

- ・ 地下書庫に保管している永年保存文書その他重要なものについては、平時より12階書庫等に移動するなど安全対策を講じるものとする。
- ・ 退避させることができない機械設備類（受電設備、非常用発電機、電話交換機、中央監視装置、空調設備、消防設備等）については、水没後は復旧不能となることも想定し、対策を検討する必要がある。
- ・ 庁舎が水没する際の重要書類等の退避については、河川が氾濫してからでは間に合わず、事前に対処することが必要であるが、どのタイミングで判断するか非常に困難なことが想定される。今後、これまでの他の地域の水害事例なども参考にしながら、庁舎が水没する危険が迫った場合、迷わずに退避指示ができるようシミュレーションしておく必要がある。

### 3 非常用電源の確保

#### (1) 地震の場合

##### 【現状と課題について】

地震による停電の場合、非常用発電機が作動するが、電源の供給先は限定的となることから、長期停電が見込まれる場合は、仮設の発電機を設置し、より多くの電源を確保する。

##### 【今後について】

- ・ 仮設の発電機により電源を確保する場合、電源ケーブルを各フロアに接続することとなるが、接続作業に時間を要すること、また、作業の安全性の確保などを考慮し、あらかじめ災害時において簡単にケーブル接続ができるよう、商用電源からの切替装置や1階にケーブル差込口を設置することなどについて検討する。

#### (2) 水害の場合

##### 【現状と課題について】

地下の非常用発電機は使用できなくなることから、災害時に仮設の発電機を借り上げし、災害対策本部が設置される4階及び5階、情報システムメインサーバーを設置している9階の電源を優先的に確保する。（この場合、前述のとおり、事前にケーブルの差込口を1階の浸水深以上の高さに設置しておくことが望ましい。）

上記以外のフロアについても、同様の手法により電源を確保するよう努める。

##### 【今後について】

- ・ 災害時における発電機の確保は困難な場合も考えられることから、設置にかかる時間等を勘案し、事前に手配しておくことなどについて検討する。
- ・ 新たに非常用発電機等の設備一式を浸水深以上の高さに設置することを検討する。
- ・ 6, 600Vの高圧受電設備一式を、浸水深以上の場所に設置しておく手法などについても検討する。
- ・ 現在の非常用発電機については、経過年数から移設は非効率的なため、新たに設置する非常用発電機を主電源とし、既存設備を予備電源として利用すること等についても検討する。
- ・ 市の防災無線機及び屋上アンテナへの電源確保にも留意する必要がある。
- ・ 上記については、経費や設置場所等の問題があることから、今後も新たな手法について多角的に検討を進めていく。

### 4 代替庁舎の特定

##### 【現状と課題について】

地震災害においては、本庁舎は現行の耐震基準で建築されたものであり、倒壊・崩壊などの甚大な被害が発生する可能性は低く発災後も利用可能と考えられることから、代替庁舎の使用については考えていないが、今後、想定外の事態により使用不能となることも考慮する必要がある。

一方、洪水時には最大1m程度の浸水が想定されており、現状では地階に設置されている受電設備や非常用発電機、電話交換機、中央監視装置などが水没することになるため、全ての電力が奪われ、電話通信機能が喪失、空調設備や給排水も不能となり、業務継続することができなくなることが考えられる。

以上のような場合に備え、あらかじめ代替庁舎（候補）を選定しておくことが必要である。

##### 【今後について】

- ・ 代替庁舎の選定においては、施設の規模等により、本庁舎の業務を分散して配置することも検討する。ただし、代替庁舎において業務を継続する場合であっても、情報シス

テムの使用が根幹となることから、本庁舎9階の情報システム機器だけは稼働を継続させる態勢を取る。

- ・ 代替庁舎の選定においては、**資料2**において記載した市の施設を中心に、現庁舎からの距離、使用できる通信設備の設置状況、建物の耐震性や洪水時の浸水深、一定程度の業務面積を確保できるか、また、市民にとっての利便性などの諸条件を総合的に勘案しながら判断する。

## 5 通信手段の確保

### 【現状と課題について】

災害時における通信手段の確保等については、帯広市地域防災計画の一般災害対策編第5章第2節災害通信計画に記載のとおりとする。

停電時における電話交換機については、非常用発電機により電源が供給されるが、非常用発電機が作動しない場合は、内蔵バッテリーにより最大3時間程度供給されるが、経年劣化のため、実際にどの程度バックアップ可能か不明。

大規模災害時は、通信制限により通話が困難な状況となることが想定される（東日本大震災においては、70～95%の通信制限が行われた。）ことから、ほとんど通信制限がされないメールやデータ通信などのパケット通信の活用を図る。

また、通信制限が行われている場合の避難所からの連絡については、特設公衆電話や防災無線を主として使用する。そのため、平時より防災無線の機能の維持及び訓練等による職員の操作方法の習熟に努める。

なお、停電時に通信制限が行われた場合、現状では9回線の災害時優先電話しか使用できず、業務継続に支障がある。

また、水害時において、電話交換機が水没した場合、一切の電話が使用できなくなることから、通信事業者による臨時電話を設置し、回線を確保する。

### 【今後について】

- ・ パケット通信を利用するSkypeやLINEなどの音声通信アプリの活用など、災害時に電話連絡が困難となることを想定した業務連絡体制の整備に努める。
- ・ 電話交換機については、平時より浸水しない場所へ移設することについて検討する。
- ・ 災害時優先電話の回線を増設するよう検討する。
- ・ 災害対応にあたる職員用の携帯電話の確保について検討する。

## 6 各種情報システム

### 【情報システムの概要と被害想定】

本市の情報システムは、住民記録など主要なシステムを処理するサーバー等機器の大半が外部委託者が管理するデータセンターに設置されており、本庁舎には、データセンターや庁外施設と庁内ネットワークを接続する通信機器等のほか、各端末機で作成した文書データ等を保存するファイルサーバーや災害時要援護者支援システムサーバー等が設置されている。

本庁舎の被害想定は本書第2章に記載のとおりであり、データセンターについては、震度6～7に対しても機能確保可能な耐震性能を有しているほか、免震装置付きサーバーラック等を有しているため、サーバー等機器に被害はないと想定される。また、水害時における浸水深は本庁舎等より低く、開口部であるドアにも浸水対策が施されているため、内部への浸水はないと想定する。

### 【現状と課題について】

本市の情報システムに関しては、主に情報資産を保護する観点から、情報セキュリティポリシーを策定し、その中で、地震等の災害についてもコンピュータウィルスなどと

ともに脅威と認識して、その保護対策を定めているが、災害時等に業務を継続する観点からの対策が必要となっている。

主な現状と課題は次のとおりである。

- ・ 主要な電子データについては、定期的なバックアップを実施しているが、その多くは同じ建物内で保管をしているため、同時被災の可能性はある。
- ・ サーバーや主要なネットワーク機器等については、床固定もしくは免震装置付きサーバーラック等に格納され、地震時の転倒防止対策が取られているが、パソコンやプリンタについては、転倒防止対策が行われておらず、一部が落下により故障する恐れがある。  
また、水害時には庁舎内機器のうち地階及び1階部分の一部の機器（パソコン等）が水没により使用できなくなる恐れがある。
- ・ サーバーや主要なネットワーク機器については、UPS（無停電電源装置）の設置により、十数分間の電力を個別に確保し、システムの異常終了を防止しているが、業務の継続に必要な電力は、本庁舎等の電源対策に依存している。
- ・ 情報システムの多くは、運用管理を委託しているため、外部委託者との連携及び通信回線の確保が重要である。

**【今後について】**

- ・ 本計画の策定に合わせ、本書第3章で定める非常時優先業務を継続するため、各業務の開始目標時間を基本にしながら、業務におけるシステムの必要性や障害発生から復旧に要する現実的な時間も勘案し、それぞれ優先システムをAA（発災後3時間以内に復旧）、A（発災後3時間から発災後24時間以内に復旧）、B（発災後24時間から3日以内に復旧）、C（発災後3日から1週間以内に復旧）、D（発災後1週間から1か月以内に復旧）の5つに区分し、情報システムの維持・復旧を図る。なお、全84システムのうち、1か月以内に優先的に復旧させるものは73システム（86.9%）となっている。

**▼非常時優先業務に基づく優先システムに係る目標復旧時間の時間帯内訳**

区分	AA 3時間以内	AA～A 24時間以内	AA～B 3日以内	AA～C 1週間以内	AA～D 1か月以内
優先システム数	11	21	33	69	73
全システムに対する割合	13.1%	25.0%	39.3%	82.1%	86.9%

- ・ 主要システムのバックアップについて、同時被災しない場所への保管などについて検討を進めるほか、バックアップ対象の拡大に努める。
- ・ 地震時におけるパソコンやプリンタについての転倒防止対策について検討する。また、浸水が想定される場合には、地階及び1階の機器等を水道棟3階に移動する（再掲）。
- ・ 停電時には、情報システム機器に優先的に電力を供給する。また、情報システムが利用できない場合も想定し、平時から業務主管課において応急的な対応手法について検討し、必要な帳票の用意やデータセンターの活用について協議する。
- ・ 災害発生時の対応等について、外部委託者等と適宜協議するなど、必要な準備を進める。

**【ICT業務継続計画について】**

- ・ 情報システムは、本市の業務を継続するための根幹であるとともに、高度な専門性が求められる領域であることから、本書に記載した項目のほか、災害時等における具体的な初動対応や行動など、より詳細な内容を定めたICT業務継続計画を平成29年8月に策定。
- ・ なお、ICT業務継続計画は、本計画や情報セキュリティポリシーを踏まえたICTに特化したマニュアルに相当するものとする。

## 第6章 業務継続力の向上、改善に向けて

### 1 業務継続対策のための職員周知

災害発生時に的確に業務継続を図るためには、あらかじめ緊急時の行動や確認すべき事項等について整理した対応手順（行動計画）を作成しておくことが必要である。

また、対応手順の作成により、人事異動等により担当職員が替わった場合でも速やかに所要の行動が取れることが期待できるものであり、平時より職員が業務継続計画の内容とともに対応手順を理解しておくことが重要となる。

今後、業務継続計画等の職員への周知を図るため、総務部長を議長に各部の企画調整監を委員とする「災害対策連絡調整会議」を開催し、災害時に速やかに優先業務を継続できるように徹底する。

なお、対応手順（行動計画）については、地域防災計画の非常配備編成計画において作成する「災害初動期職員行動マニュアル」を準用するものとする。

### 2 訓練の実施

業務継続計画等の実効性を確保し高めていくためには、職員に対し内容の周知を図るほか、繰り返し訓練を実施していくことが重要である。

訓練にあたっては、実際の災害時を想定し、全職員が参集できないことや庁舎が被災し資源の制約を受けることなどを考慮して実施する必要がある。

今後、職員に対し、業務継続の考え方の定着化及び対応能力の向上を図るため、さらに訓練を通じて課題を洗い出すため、災害対策本部訓練、緊急初動要員訓練、安否確認訓練等を実施していくものとする。

### 3 計画の見直し

業務継続計画は、一旦策定すればよいというものではなく、社会的外部環境の変化や人事異動、機構改革などにより、業務や必要な資源は絶えず変化することから、災害発生時に実際に機能する計画とするためには、訓練などを通して実効性等を検証し、必要に応じて見直しをすることが必要となる。

また、業務継続計画の課題等を抽出するためには、各部局で作成する対応手順の妥当性を確認すること、想定する災害より規模の小さな災害を経験した際にその教訓を踏まえながら内容を点検すること、他の被災した地方公共団体での知見等を踏まえて点検すること等が考えられる。

その他、被害想定が見直しされた場合や地域防災計画の変更内容が業務継続計画に影響を及ぼす場合に、計画の見直しが必要となる。

以上のように、業務継続計画については、毎年定期的に内容を確認するほか、必要の都度検証するなどにより、不断の見直しを行うものとする。

### 4 庁内インフラ設備の点検整備

本庁舎については、平成4年の完成以来、29年が経過（令和3年現在）し、インフラ設備等の老朽化が進んでいる。

本庁舎は、災害対応の拠点となることから、非常時優先業務の遂行に支障を来すリスクを想定し、平時から設備点検を徹底するなど、事前の対応を進める。

また、本庁舎が浸水する危険性があることを考慮し、設備の更新時期や内容、財源、設置場所等を総合的に勘案し、改善策を検討していく。

## 帯広市災害時業務継続計画（BCP）の策定及び改定記録一覧

版数	策定・改定年月日	策定・改定の内容
初版	平成 29 年 8 月 15 日	新規作成
第 2 版	令和 3 年 7 月 9 日	被害想定の見直し、組織再編による修正

帯広市災害時業務継続計画（BCP）

平成 29 年 8 月

帯広市総務部総務課防災係 作成